

議案第54号

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、医療の進歩に伴う結核性疾患に係る療養期間の短縮並びに国及び他の地方公共団体の状況等に鑑み、結核性疾患に係る病気休暇の取扱いについて所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項及び第2項中「命ずる」を「命じる」に改め、同条第3項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「命ずる」を「命じる」に改める。

別表第1結核性疾患の場合の項を削り、同表その他の負傷又は疾病の場合の項中「本欄」を「この項」に、「日数は」を「期間は」に、「日数に」を「期間に」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表における期間には、第3条に規定する勤務を要しない日、休日、代休日その他の病気休暇をとった日以外の勤務しない日を含むものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例別表第1に掲げる結核性疾患の場合又はその他の負傷又は疾病の場合に該当して病気休暇をとった職員が施行日以後も

引き続き同一の事由による病気休暇をとる場合における当該病気休暇の有給の期間については、この条例による改正後の福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（適用区分）

- 3 改正後の条例別表第1の規定は、施行日前において施行日以後に与えることとされた病気休暇（期間の初日が施行日以後であるものに限る。）についても適用する。